

監事・監事会

監事は、総代会で直接選任され、経営管理委員会および理事会の決定、経営管理委員および理事の職務の執行を監査しています。また、監事によって組成された監事会が農林中央金庫法に基づき設けられています。なお、監事5名のうち3名は農林中央金庫法第24条第3項*に定める要件を満たす監事で、株式会社の社外監査役に相当するものです。

※ 農林中央金庫法第24条第3項：監事のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。
一 農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。
二 その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったこと。
三 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

その他の委員会等

▶ 役員推薦委員会

当金庫の経営管理委員・理事・監事候補者の選定に関する事項を審議し、経営管理委員会・総代会に推薦を行う機関として、2001年に役員推薦委員会を設置しました。2026年7月1日現在、会員の代表11名、外部有識者1名、当金庫理事長で構成されています。

▶ 役員報酬審議委員会

当金庫の役員報酬・退職慰労金に関する事項について経営管理委員会からの諮問を受け審議する機関として、2010年に役員報酬審議委員会を設置しました。2026年7月1日現在、会員の代表3名、外部有識者2名で構成されています。

▶ JAバンク中央本部・JFマリンバンク中央本部

農漁協系統組織が行う信用事業の基本方針の審議のほか、中央本部名で行う会員に対する指導業務の対応協議などを行っています。2026年7月1日現在、JAバンク中央本部委員は会員等の代表10名と農業領域の外部有識者3名、当金庫理事2名、JFマリンバンク中央本部委員は会員の代表7名と、当金庫理事2名で構成されています*。

※ JAバンク中央本部については、2026年7月1日現在、委員の任期満了等に伴う改選手続き中のため委員の人数が一時的に減少しています。なお、2026年3月31日時点における委員の構成は、会員等の代表19名、農業領域の外部有識者3名、当金庫理事2名の計24名となっています。

2025年度の各決定機関・委員会等の活動状況

会議等の名称	開催回数	出席率
経営管理委員会	14回	92.5%
理事会	32回	99.6%
監事会	18回	96.6%
役員推薦委員会	1回	82.4%
役員報酬審議委員会	1回	66.7%
JAバンク中央本部委員会	12回	86.7%
JFマリンバンク中央本部委員会	12回	88.0%

サステナビリティ・アドバイザリー・ボード

サステナブル経営の高度化に向け、外部有識者の意見を反映させるため、理事会の諮問機関としてサステナビリティ・アドバイザリー・ボードを設置しています。サステナビリティ・アドバイザリー・ボードのメンバーは、国内外のサステナビリティにかかる規制動向および金融ビジネス、企業経営等の分野で優れた知見を持つ外部有識者により構成されています。アドバイザリー・ボードでの議論を、気候や自然にかかる取組みの強化やルールメイキングへの参画といったサステナブル経営の強化に繋げています。

氏名	所属・役職
佐藤 隆文 氏	農林中央金庫 経営管理委員 (前 IFRS 財団 副議長)
高村 ゆかり 氏	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
竹ヶ原 啓介 氏	政策研究大学院大学 教授
松岡 伸次 氏	明治ホールディングス株式会社 顧問

(2026年7月1日時点、五十音順)

※ サステナビリティ・アドバイザリー・ボードの活動状況については [▶ P.46](#) をご覧ください。

コーポレートガバナンス・コードへの対応

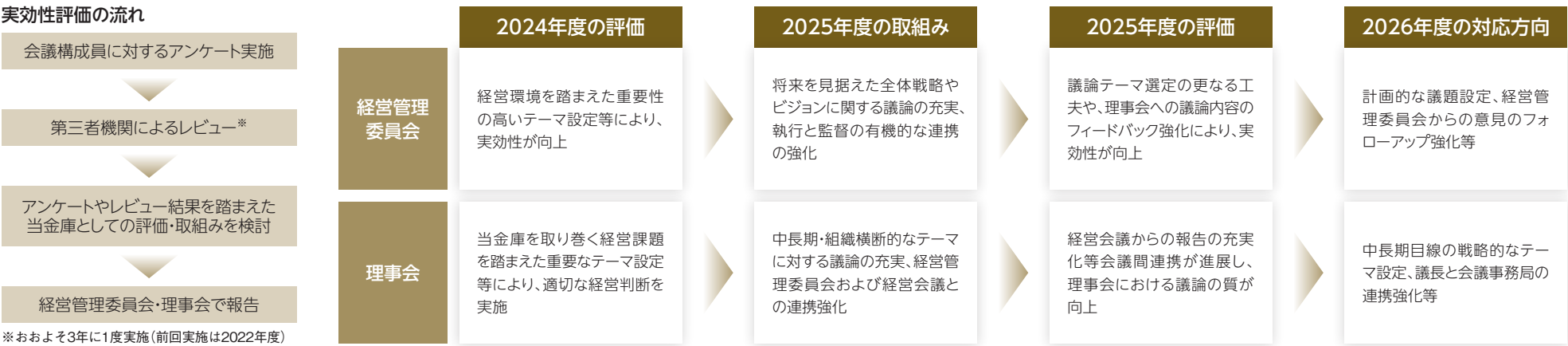
当金庫は、コーポレートガバナンス・コードの適用対象会社に該当しませんが、その趣旨を踏まえて制定した「農林中央金庫ガバナンス基本方針」や自主的な開示事項をホームページで公表しています。



【農林中央金庫ガバナンス基本方針】 <https://www.nochubank.or.jp/about/governance/>
【コーポレートガバナンス・コードにおける開示事項】 https://www.nochubank.or.jp/governance_code/

経営管理委員会・理事会の実効性評価

当金庫は、経営管理委員会および理事会の実効性評価を実施しています。経営管理委員・理事・監事・執行役員を対象にアンケート調査やインタビューを行い、実効性の分析・評価を実施のうえ、その結果を経営管理委員会および理事会に報告して、運営の改善を図っています。2025年度の実効性評価に関する概要は以下のとおりです。



政策保有株式

保有方針

当金庫は、コーポレートガバナンス・コードの導入趣旨や国際金融規制の強化といった環境を踏まえ、取引先との丁寧な対話を経たうえで、政策株式の残高縮減を全体方針としています。

政策株式については、定量的な基準を基本に、定性的評価と合わせた総合的な観点から、定期的に保有意義・効果を検証し、その結果を理事会に報告しています。保有意義・効果が認められる政策株式とは、取引先との総合的取引関係に基づき、当金庫・系統組織の事業価値向上や、食農ビジネス発展を通じて農林水産業や食農バリューチェーンを支えることに資する政策株式を指します。

当金庫での検証の結果、保有意義・効果が認められないと判断した政策株式は、原則として売却に向けた行動をとっています。

議決権行使基準

当金庫が保有する政策株式にかかる議決権行使にあたっては、(1)および(2)の観点に基づき、議案ごとに賛否を判断し、原則議決権を行使します。

- (1)取引先の中長期的な企業価値向上に資するものか
- (2)当金庫の事業価値向上に資するものか

特に、上記観点到大きく影響を及ぼすと考えられる以下のような議案については、発行体との対話等を踏まえて判断します。

主な議案	
剰余金処分議案 (成長投資や内部留保とのバランスを著しく欠いている場合)	買収防衛策議案
取締役・監査役選任議案 (法令違反・不祥事等が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等)	組織再編議案(買収・合併等)
退職慰労金議案・取締役報酬枠の増加議案 (業績に応じた報酬・不祥事発生時の引き上げ等)	株主提案議案
会計監査人の選任議案	社会問題・環境問題議案

役員報酬制度

▶ 役員報酬に関する指針

当金庫は、農林中央金庫法に基づく農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関であり、これらの協同組織のために金融機能をはじめとした様々な機能提供等を通じ、農林水産業の発展に寄与するとともに、国民経済の発展に資することを目的としており、この実現を目指すことが可能となるよう役員報酬制度を設計しています。

▶ 報酬体系

当金庫の具体的な役員の報酬等は、原則として役員報酬と退職慰労金で構成されています。

役員報酬については、常勤理事は固定報酬および変動報酬で構成し、経営管理委員・監事・非常勤理事については、その職責を有効に機能させる観点から固定報酬のみとしています。

また、退職慰労金については、経営管理委員・理事・監事共通の体系としています。

▶ 報酬決定プロセス

報酬決定の手続としては、役員報酬審議委員会の審議結果を踏まえ、経営管理委員会において、役員報酬総額や退職慰労金贈呈に関する議案が決定され、最終的に、総代会において同議案が審議・決定されます。

なお、経営管理委員・理事・監事の個々の役員報酬については、総代会において決議された報酬総額の範囲内で、経営管理委員については経営管理委員会で、理事については理事会で、監事については監事の協議により決定されます。また、退職慰労金の具体的金額等については、総代会における決議を受け、経営管理委員については経営管理委員会で、理事については理事会で、監事については監事の協議により決定されます。

報酬体系の概要(常勤理事)

報酬種類		報酬の内容	
役員報酬	固定報酬	● 協同組織中央機関・専門金融機関としての当金庫の特性、系統組織や他業態の動向を踏まえ、役位等に応じる。	70%
	変動報酬	● 持続可能な成長に向けた健全なインセンティブとして、中期ビジョンに基づく毎年の取組事項において、持続可能な環境・社会・経済の実現、農林水産業・地域の持続的な発展、組合員・利用者への価値創造のほか、柔軟で強靱な組織の実現に資する目標等を設定し、その達否に基づく。 ● なお、変動報酬の一部は、毎年の取組事項の達成度に基づく定量評価と定性評価等に基づき支給。	30%
退職慰労金		● 退職慰労金等支給規程に基づき、在職期間とその間の役員報酬金額をもとに、一定の掛け目をかけて算出。	